

20210518_【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 29：フィリピンへの渡航に関するガイド等）

【ポイント】

- 5月17日、フィリピン入国管理局（BI）は、フィリピンへの渡航に関するガイドを発表しました。
- 別途、マクタン・セブ国際空港（MCIA）は、同空港への到着者向けのガイドラインを、公式ホームページで案内・更新しています。

【本文】

1 5月17日、フィリピン入国管理局（BI）は、フィリピンへの渡航を許可される者、及び渡航できる者の要件などに関するガイドを発表しました。本件発表に関し、不明な点がある場合には、フィリピン入国管理局（BI）にお問い合わせください。

●フィリピン入国管理局（BI）（旅行制限に関するガイド）

・公式ホームページ（アドバイザリー）：

<http://www.immigration.gov.ph/#advisory>

・公式フェイスブック：

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/photos/pcb.2017762951695735/2017762878362409>

【以下、発表内容の概要】

(1) フィリピンへの渡航を許可される者

- ア フィリピン国民
- イ 共和国法（RA）6768 に基づくバリクバヤン
- ウ 入国時に有効な既存のビザを持つ外国人

(2) 外国人のフィリピン入国の際に必要な要件

- ア RA6768 に基づくバリクバヤン
 - ・EO408 に基づくビザ免除国からの者
 - ・元フィリピン人、またはフィリピン人、及び彼等とともに渡航するその配偶者や子供
- イ 入国時に有効な既存のビザを持つ外国人
 - ・有効なビザと ACR I カード
 - ・SRRV 及び 9(a) ビザ保有者はフィリピン外務省（DFA）またはフィリピン国家タスクフォース（NTF）からの入国免除書類（entry exemption document）
- ウ 一般的な要件

・フィリピンへの入国禁止対象となっている国から来た者、または過去 14 日以内にこれらの国に渡航歴がある者は入国できない。

・認定された検疫ホテル・施設における少なくとも 10 日間の予約確認書を提示する必要がある。

(3) オマーン、アラブ首長国連邦、インド、パキスタン、ネパール、バングラデシュ、スリランカからの渡航者、及びフィリピン到着前の 14 日間以内に渡航歴のある者の入国禁止を、5 月 31 日 23 時 59 分まで延長する。

2 別途、マクタン・セブ国際空港 (MCIA) は、同空港への到着者向けのガイドラインを、公式ホームページで案内しています。内容は随時更新されている模様ですので、最新の情報をご確認の上、不明な点がある場合には、マクタン・セブ国際空港 (MCIA) にお問い合わせください。

●マクタン・セブ国際空港 (MCIA)

(国内線及び国際線でマクタン・セブ国際空港 (MCIA) に到着する旅客向けガイドライン)

<https://mactancebuairport.com/covid-19-advisory?international>

3 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制 (検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【関連情報】

●フィリピン入国管理局 (BI) (旅行制限に関するガイド)

・公式ホームページ (アドバイザー) :

<http://www.immigration.gov.ph/#advisory>

・公式フェイスブック :

<https://www.facebook.com/officialbureauofimmigration/photos/pcb.2017762951695735/2017762878362409>

●マクタン・セブ国際空港 (MCIA)

(国内線及び国際線でマクタン・セブ国際空港 (MCIA) に到着する旅客向けガイドライン)

<https://mactancebuairport.com/covid-19-advisory?international>

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 在フィリピン日本国大使館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等）

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

- 日本外務省・海外安全ホームページ（感染症危険情報：フィリピン）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_013.html#ad-image-0

※現在ビサヤ地方を含むフィリピン全土に「感染症危険情報レベル3：渡航は止めてください（渡航中止勧告）」が発出されています。

.....

※この情報は、在留届、及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの登録をなさるか、「たびレジ」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/>

（問い合わせ窓口）

- 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebuph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html